二十一　（略）	（略）		輸出国の政府機関によりその栽培地で行われた検査の結果*Clavibacter michiganensis* subsp.*nebraskensis*（トウモロコシ葉枯細菌病菌）に侵されていないこと。
（略）			
二十四　（略）	（略）		輸出国の政府機関によりその栽培地で行われた検査の結果*Plum pox virus*（ウメ輪紋ウイルス）に侵されていないこと。
二十五　全ての地域	第五条第一号から第三号までに掲げる指定物品（中古のものに限る。）		清掃が行われ、輸出国の政府機関により行われた検査の結果土又は植物残さがないこと。

別表三（第三十五条の二、第三十五条の四関係）

地域	植物又は指定物品	備考（まん延防止を必要とする有害動物又は有害植物）
（略）	（略）	（略）

別表四（第三十五条の二、第三十五条の五関係）

地域	植物又は指定物品	備考（まん延防止を必要とする有害動物又は有害植物）
（略）	（略）	（略）

二十一　（略）	（略）		*Clavibacter michiganensis* subsp. *nebraskensis*（トウモロコシ葉枯細菌病菌）
（略）			
二十四　（略）	（略）	（新設）	*Plum pox virus*（ウメ輪紋ウイルス）

別表三（第三十五条の二、第三十五条の四関係）

地域	植物	備考（まん延防止を必要とする有害動物又は有害植物）
（略）	（略）	（略）

別表四（第三十五条の二、第三十五条の五関係）

地域	植物	備考（まん延防止を必要とする有害動物又は有害植物）
（略）	（略）	（略）